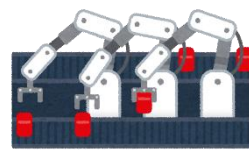


中小企業の設備投資を応援します！



芽室町内中小企業の 新規取得設備の固定資産税が 3年間ゼロに！！



芽室町は、町内中小企業の新たな設備投資を後押しするため、生産性向上特別措置法に基づく「導入促進基本計画」を策定し、国の同意を得ました。

町内の中小企業等の皆様が、町の計画に沿って設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画（「先端設備等導入計画」）を作成し、町の認定を受けた場合、税制支援（固定資産税の特例）、金融支援を受けることができます。今後、設備投資をお考えの中小企業の皆様は、制度の活用を御検討ください。

固定資産税の特例について

○対象企業：中小事業者等（大企業の子会社は除きます）

- ・資本金もしくは出資金の額が 1 億円以下の法人
- ・資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が 1,000 人以下の法人
- ・常時使用する従業員数が 1,000 人以下の個人

○対象設備

商品の生産もしくは販売又は役務の提供の用に直接供する設備であって、生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均 1%以上向上する次の設備（事業用家屋を除く）。※計画認定後の取得が必須です。

【設備の種類等（最低取得価額/販売開始時期）】※中古資産ではないこと

- ◆機械装置（160 万円以上/10 年以内）
- ◆測定工具及び検査工具（30 万円以上/5 年以内）
- ◆器具備品（30 万円以上/6年以内）
- ◆建物附属設備（家屋と一体となって効用を果たすものを除く）（60 万円以上/14 年以内）
- ◆構築物（120 万円以上/14 年以内）
- ◆事業用家屋（120 万円以上）※取得価格合計額が 300 万円以上の先端設備等とともに導入されたもの

○認定申請方法

設備取得を行う事業所が芽室町内の場合、以下書類を商工観光課商工振興係に提出。

- ①先端設備等導入計画に係る認定申請書（事業者）
- ②認定経営革新支援機関の確認書：労働生産性が年平均 3%以上向上する事前確認書（商工会や金融機関等の認定経営革新等支援機関が発行）
- ③工業会証明書：旧モデル比で年平均 1%以上向上することを証明する書類（メーカー・工業会等が発行）
中小企業庁 HP 様式：<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>
認定経営革新支援機関：<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/>

○適用期間

町から「先端設備等導入計画」の認定を受け、令和5年3月31日までに取得された資産が対象となります。

【問い合わせ先】 芽室町商工観光課商工振興係
TEL:0155-62-9736 E-mail: s-shougyou@memuro.net